

# 祇園診療所

## 指定居宅療養管理指導 及び 指定介護予防居宅療養管理指導 運営規程

第1条 社会福祉法人桑の実園福祉会が開設する祇園診療所が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導(以下「居宅療養管理指導等」という。)を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 祇園診療所が実施する居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な契約者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 居宅療養管理指導等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

### (名称及び所在地)

第4条 居宅療養管理指導等を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 祇園診療所
- (2) 所在地 兵庫県たつの市龍野町北龍野字新町 383 番地 1

### (従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤・兼務)

管理者は、利用申込みの調整、業務等の管理を行う。

- (2) 医 師 1人(常勤・兼務)

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導、助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

### (営業時間)

第6条 居宅療養管理指導等の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

月～水・金曜日	午前 08 時 30 分～午後 06 時 00 分
土曜日	午前 08 時 30 分～午後 05 時 00 分
営業しない日	木曜日・日曜日・祝日、12 月 31 日～1 月 3 日

### (居宅療養管理指導等の種類)

第7条 祇園診療所が行う居宅療養管理指導等は、次のとおりとする。

- (1) 医師による居宅療養管理指導
- (2) 医師による介護予防居宅療養管理指導

### (利用料その他の費用の額)

第8条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 交通費は以下にこれを定め、交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ契約者又はその家族に説明を行い、同意を得る。

自動車を使用した場合：1kmにつき100円＋税

但し、1か月あたりの負担上限は4,000円＋税とする。

### (衛生管理)

第9条 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 2 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 4 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

### (その他運営に関する留意事項)

第10条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人桑の実園福祉会と祇園診療所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 2 当事業所は、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

### **(虐待の防止等)**

第 11 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 5 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

### **(業務継続計画の策定等)**

第 12 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

### **(付則)**

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。